

三島市外部公益通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の規定に基づく労働者等（法第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）による外部公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 編第 7 章の規定に基づき設置される市の執行機関若しくは市の執行機関に置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令等（法律及び法律に基づく命令又は条例をいう。以下同じ。）により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (2) 通報対象事実等 市の機関が処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する法令等に違反する行為に関する事実のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実
 - イ 市の区域において適用される人の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる条例の規定に違反する行為に関する事実（犯罪行為の事実又は過料、処分若しくは勧告等の理由とされている事実に限る。）
- (3) 外部公益通報 労働者等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、役務提供先（法第 2 条第 1 項に規定する役務提供先をいう。以下同じ。）又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員（同項に規定する役員をいう。）、従業員、代理人その他の者について通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしている旨の当該市の機関に対して行う通報のうち、当該通報対象事実等についての法第 3 条第 2 号又は法第 6 条第 2 号に定める公益通報をいう。
- (4) 通報者 外部公益通報をした者をいう。

- (5) 所管課 外部公益通報若しくは情報提供に係る通報対象事実等に係る市の機関（法令等により独立に当該権限を行使することを認められた職員を除く。）に置かれる当該処分若しくは勧告等に係る事務を所管する課等又は法令等により独立に当該権限を行使することを認められた職員が所属する課等をいう。

（外部公益通報対応管理責任者）

第 3 条 所管課が行う通報（外部公益通報又は情報提供（第 5 条に規定する情報提供をいう。以下同じ。）として受理されないこととなる通報を含む。第 5 条を除き、以下同じ。）の処理、調査の実施その他の外部公益通報及び情報提供に関する業務の適正な執行を管理させるため、外部公益通報対応管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、所管課が置かれる次の各号に掲げる市の機関の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 市長 当該所管課が置かれる三島市部設置条例（昭和 48 年三島市条例第 19 号）第 1 条に規定する部の長又は三島市福祉事務所設置条例（昭和 26 年三島市条例第 19 号）第 1 条に規定する三島市福祉事務所の長

(2) 教育委員会 教育委員会の事務局の部長

(3) 地方自治法第 180 条の 5 の規定により設置された委員会（教育委員会を除く。以下同じ。）又は委員 当該所管課が置かれる委員会又は委員の事務局の長

3 管理責任者は、第 1 項に規定する業務に従事する職員（以下「公益通報対応業務従事者」という。）からの報告等を受け、適切な指示を行うほか、当該業務の執行を総括する。

（通報の受付等）

第 4 条 外部公益通報の受付は、市民生活相談センター（以下「相談センター」という。）において行うものとする。

2 相談センターは、窓口、書面、電子メール、電話その他適切な方法により、外部公益通報を受け付けるものとする。

3 相談センターは、通報を受け付けたときは、別記様式による外部公益通報受付票により、当該外部公益通報への対応に必要な事項を当該通報を行った者に確認する

ものとする。ただし、当該通報を行った者がこれに応じないときその他確認することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 相談センターは、前項本文の規定により確認をするに当たっては、当該通報に関する秘密は保持されること、通報を行った者の個人情報保護されること、及び通報の受付後の手続きの流れに関することについて説明するものとする。
- 5 相談センターは、通報を受け付けたときは、遅滞なく、当該通報に係る事案を所管課に送付しなければならない。

(情報提供)

第 5 条 所管課は、外部公益通報をした労働者等以外の者から、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報が処分若しくは勧告等をする権限を有する市の機関になされた場合において、当該通報が通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由をもってなされたものであると認めるときは、有益な情報提供として取り扱い、必要な処理を行うものとする。

(通報を行った者への通知)

第 6 条 所管課は、第 4 条第 5 項の規定により事案が送付された場合において、当該通報を、外部公益通報又は情報提供であると認めて受理することとしたときはその旨を、外部公益通報又は情報提供であると認めないときはその旨及び理由を、遅滞なく、当該通報を行った者に通知するものとする。

- 2 所管課は、通報を外部公益通報又は情報提供として受理することとした場合は、調査の必要性を十分に検討し、調査を行うこととしたときはその旨及び調査に着手する時期を、調査を行わないこととしたときはその旨及び理由を、遅滞なく、当該通報を行った者に通知するものとする。
- 3 所管課は、前項の規定により調査を行うこととした旨を通知するときは、併せて当該調査のために必要と見込まれる期間を通知するよう努めなければならない。ただし、事案の性質に照らし、調査に必要な期間を見込むことが困難なときは、この限りでない。
- 4 所管課は、通報を行った者が第 1 項又は第 2 項の通知を希望しないときは、当

該通知をしないことができる。

- 5 所管課は、第 1 項の通報に係る通報対象事実等について市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないものであるときは、当該通報を行った者に対し、当該通報に係る通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(調査の実施等)

第 7 条 所管課は、管理責任者の指揮の下に、調査を行うこととした外部公益通報又は情報提供について必要かつ適切な方法により調査を行うものとする。

- 2 所管課は、調査の進捗状況について、必要に応じ、通報者に通知するよう努めなければならない。
- 3 所管課は、調査が終了したときは、遅滞なく、その結果を通報者に通知しなければならない。
- 4 所管課は、通報者が前 2 項の通知を希望しないときは、当該通知をしないことができる。

(調査結果に基づく措置等)

第 8 条 所管課は、調査の結果、通報対象事実等があると認めたときは、法令等に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

- 2 所管課は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく、その内容を通報者に通知するよう努めなければならない。ただし、通報者が当該通知を希望しないときは、この限りでない。

(公益通報対応関係者の責務)

第 9 条 相談センターの職員、管理責任者及び公益通報対応業務従事者（以下これらを「公益通報対応関係者」という。）は、外部公益通報又は情報提供の処理に関する業務を行うに当たっては、法及びこの要綱の趣旨にのっとり、通報者等（通報者、情報提供を行った者及び通報対象事実等に係る相談を行った者をいう。以下同じ。）の保護に配慮するとともに、調査の対象となる者の権利を不当に侵害することのないよう、公正かつ誠実に行わなければならない。

- 2 公益通報対応関係者又は公益通報対応関係者であった者は、正当な理由がなく、

その外部公益通報又は情報提供の処理に関する業務に関して知り得た事項であって通報者等を特定させるものを漏らしてはならない。

(運用状況の報告及び公表)

第 10 条 所管課の長は、各月における外部公益通報に係る受理件数、調査の実施件数その他の外部公益通報の運用状況をその翌月の末日までに、市民生活相談センター長に報告するものとする。

2 市民生活相談センター長は、前項の規定により報告を受けた運用状況をとりまとめ、毎年度、これを公表するものとする。

(記録の保存)

第 11 条 所管課の長及び市民生活相談センター長は、外部公益通報及び情報提供の処理に係る記録及び関係資料の秘密の保持に配慮し、適切な管理方法により、これを 10 年間保存しなければならない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。